



会務通信

会員数/個人会員 1,035 名 法人会員 67 法人 (2月1日現在)



撮影：岡田 厚子

INDEX

◆ 近況報告	会長 川合秀幸	2
◆ 境界問題相談センターニュース No.83		4
◆ 自由業大学生のための資格業ガイダンス愛知大学報告	新城支部 曾田美奈子	6
◆ 自由業第44回生活お困りごと無料相談会報告	広報委員 酒井和宏	7
◆ 突撃！となりの調査士事務所 vol.19	広報委員 酒井和宏	8
◆ 事務局からのご案内		10
◆ 編集後記		11

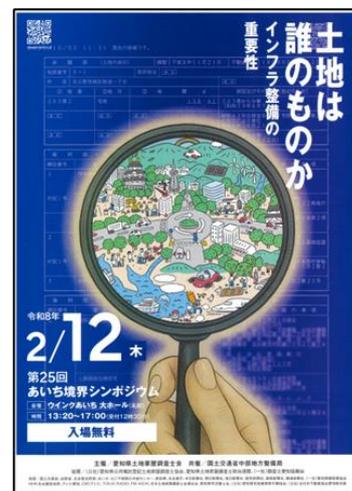
近況報告



会長 川合 秀幸

平素より、本会の会務運営に関し、ご理解ご協力くださいます、ありがとうございます。

さて、2月12日（木）にウインクあいち大ホールで「第25回あいち境界シンポジウム」を開催しました。年度末に近づき、あわただしい中にもかかわらず、400名を超える参加者がありました。会員のみならずにも多く参加していただき、感謝申し上げます。



第1部は「日本人の忘れもの・・・地籍とインフラ」と題し国土学総合研究所所長大石久和氏が、「境界の見える化がまちを動かす-所有者不明土地・空き家・狭あい道路をつなぐ視点-」と題しSOMPO インスティテュート・プラス株式会社主任研究員宮本万理子氏が、それぞれ基調講演を行いました。第2部は、パネルディスカッションで「土地は誰のものか～インフラ整備の重要性～」と題し、シンポジウムPT 神谷副委員長がコーディネーターを務め、基調講演をしていただいたお二人と、東日本大震災時に弁護士でありながら宮城県石巻市役所の任期付公務員として復興に携わった野村裕氏を交え、インフラ整備の重要性に絡めて、境界確定の重要性、そして境界立会の義務化について討論しました。

その翌日の2月13日には、令和7年度土地家屋調査士試験の合格発表がありました。全国で4,824名が受験して、489名が合格されました。合格率は概ね10%ということになります。たまたま合格者数を調べようと思って「土地家屋調査士」と検索したところ、「やめとけ」という文字を見つけてしまい、つい読んでしまいました。AIによる概要で、「やめとけと言われる主な理由は、夏冬の過酷な屋外測量、土日祝の立会い、繁忙期の長時間労働といった、高い体力と精神力が求められるきつい実態があるためです。しかし、この資格は法的な独占業務を持ち、独立開業や将来の高齢化社会における相続関連の需要も見込めるため、決してオワコンではなく、むしろ専門性の高い職業です。体力とコミュニケーション能力がある人にとっては、長年活躍できる魅力的な資格で

す。」とAIは的確に分析しています。合格発表から1か月も経っていませんが、すでに何人かの今年の合格者が新規登録、入会を済ませています。長年この世界で活躍していただくことを期待しております。

そんな折、中部ブロック協議会と東京法経学院が連携して「第9回土地家屋調査士ガイダンス」が3月22日（日）にウインクあいちで開催されます。資格取得希望者や開業希望者への説明会と個別相談会が行われますので、有資格者の方や補助者の方は、ぜひとも参加していただけたら幸いです。

ここからは会務の話になりますが、1月の拡大理事会で組織の見直しと本会の財政基盤の健全化について概略説明を行い、2月の理事会で実質的な協議に入りました。1月の会務通信でお知らせしましたが、事業の見直しはもちろんのこと、本会の財政基盤の健全化を見据え、中長期財政計画に基づく会費の改定及び収支構造改革の基本方針の策定を慎重に進めていくとともに、令和8年度の事業計画案と予算案を作成してまいります。

最後になりますが、年度末ということで業務が多忙な時期かと思えます。季節の変わり目でもあり、会員のみなさまには、どうかご自愛ください。

愛知県土地家屋調査士会 境界問題相談センターニュース



No.83

今回は、運営委員会に10年余り携わっていただき、境界問題相談センターにおいても委員長を務めていただき、現在アドバイザーとして運営委員会に携わっていただいています弁護士の北条政郎先生を紹介させていただきます。

会員による積極的利用の勧め

ADR アドバイザー 弁護士 北条政郎

1. 1月28日に「あいち境界問題相談センター担当者会議」の研修会が開催されました。今回は、天野直秋副委員長が経験した事案をもとに創作した境界問題相談の脚本による模擬相談劇を行い、その相談内容について、参加者がいくつかのグループに分かれて問題点や解決の方向性について議論しました。各グループには運営委員や調停人候補者の弁護士が参加し、土地家屋調査士としての考えや疑問を提示し、弁護士が法的な面から議論を行うというスタイルで、参加した土地家屋調査士にも、また調査士実務をよく知らない弁護士にも、とても参考になり、好評のものです。今回の事例も、指摘し議論すべき多くの問題点があって、大いに盛り上がりました。天野副委員長や他の土地家屋調査士運営委員の方が努力を傾注して脚本の完成度を高め、より良い研修を目指し得たことは大変、良かったと思います。
2. 当センターによる研修は、毎回、多くの会員が参加されているものの、しかし未だ数十人規模のもので、私からすると、もう一桁とは言いませんが、この二倍、三倍の会員が参加されるのが望ましいと思っています。それは、土地境界の問題は、土地家屋調査士がその専門的知識、経験を活かして解決することができるもので、そのことは土地家屋調査士の使命であり、責任であると思うからです。弁護士は、法律の専門家とされていて、境界確定訴訟を担当したりしますが、そもそも「地図とは何か」ということも理解していないことが多く、境界確定に関する資料の蒐集方法やそれら地図資料等の読解もままならないもので、そういうことについては、土地家屋調査士の協力、助言が不可欠で、それなくして境界確定訴訟の遂行も困難なのです。それで私は、いつも、境界問題は土地家屋調査士の協力を得て受任することが必要だと言っているのです。

3. 当センターの調停（ADR）は、土地家屋調査士が弁護士と協力し合いながら、それぞれの特色、特技を活かして境界問題の解決にあたっていくもので、境界問題紛争の解決のためにはベストの選択というべきものです。
4. しかし、当センターへの調停申立件数は、今年度が1月末で「ゼロ件」というもので、開店休業のような寂しい状況が続いています。私は常々、土地家屋調査士は、日々の調査測量業務を通じて、土地境界の確定に多く携わっており、境界問題（紛争）にもっとも近接した職種であって、それ故に、境界問題（紛争）を解決し、土地境界に関する国民の法的生活の安定に寄与するのが土地家屋調査士に与えられた責務であると言っています。
5. そうすると、当センターへの調停申立は、このような責務を負って日々、境界問題に近接、直面している土地家屋調査士の方が多く担うべきであるとの結論を導くことができ、これは、私の確信です。したがって、当会会員である土地家屋調査士は、境界紛争に直面したときは、依頼者に適切かつ十分な説明をしたうえで、ためらうことなく、あるいは果敢に、当センターに調停の申立をするべきであると思います。そして、当センターによる解決ができれば、最近では長期を要するに至っている筆界特定やその特定後に「細長い土地」を切り離して売買取引を行うような問題先送り策を弄する必要はなくなります。
このように、私は、土地家屋調査士の方が当センターの調停を積極的に利用されることを強くお勧めします。

（あしがき）

北條先生と共に運営委員会に携わり 11 年目になります。センターの申立てをしやすいよう簡易申立書も考案していただき、その他広報活動にも協力していただいています。いつも先頭に立ってセンターを盛り上げていただいととても感謝しています。

（あいち境界問題相談センター運営委員 藤曲泰樹）

申立書作成には、レ点チェック等を利用した簡易申立書をご利用ください。

“調査士会ホームページ内、相談センター”をご覧ください。

フェイスブック <https://www.facebook.com/aichi.ADR/>

お問い合わせ先 あいち境界問題相談センター（愛知県土地家屋調査士会内）

電話番号 052（586）1200

・その他ご不明の点がある場合は、運営委員にご相談ください。

自由業大学生のための資格業ガイダンス 愛知大学報告

日 時：令和7年12月9日（火）12時30分～15時00分

場 所：愛知大学 名古屋キャンパス 講義棟2階学生ホール

令和7年12月9日に愛知大学で開催された「大学生のための資格業ガイダンス」において相談員を務めさせていただきました。9土業（土地家屋調査士のほか、弁護士、公認会計士、不動産鑑定士、司法書士、税理士、行政書士、社会保険労務士、弁理士）が参加し、各ブースで業務の紹介や試験内容などについての説明を行いました。今年は就職活動において売り手市場であるとのことで、全体的に来場者が少なめで会場を素通りする学生が多かったように思います。そんな中で、土地家屋調査士のブースには3名の学生が来てくれました。



1番最初に来てくれたのは隣のブースから移動して来てくれた学生さんです。土地家屋調査士の資格を初めて知ったとのこと。広報部作成のパンフレットを見ていただきながら土地家屋調査士について簡単に説明したところで、「用事があるので。」と席を立たれました。

次に来てくれたのは、土地家屋調査士に興味があると言ってくれる学生さん。不動産関係の仕事を志望しているとのことで、土地家屋調査士試験の受験も視野に入れてくれているようです。最後は勉強方法にまで質問が及び、説明にも熱が入ります。「いつか土地家屋調査士として一緒に活動してくれるとうれしいですね。」と、こちらも熱い気持ちになりました。

とここで、先ほど「用事がある。」と帰られた学生さんが「業務内容をもっと知りたい。」と戻ってきてくれました。うれしい。感謝の気持ちでいっぱいになりました。



今回ブースに来てくれた3人中2人が女性でした。アピールさせていただいたことは、知る人ぞ知る仕事ゆえにチャンスがあること、収入面、自由な時間の使い方ができることなどです。やはりライフステージに合わせて自分の時間がコントロールできるといった点は重要なポイントではないかと感じました。土地家屋調査士は男性の割合が多い資格ではありますが、女性にもできる仕事であることを知ってもらい、土地家屋調査士を目指す女性が一人でも増えるといいなと思いました。

（新城支部 曾田美奈子）

自由業第44回生活お困りごと無料相談会報告

日時：令和8年1月25日（日）9時30分～15時00分

場所：ナディアパーク3階 デザインホール

令和8年1月25日日曜日、ナディアパーク3階のデザインホールにおいて名古屋自由業団体連絡協議会主催の「生活お困りごと無料相談会」が開催され、相談員として参加しました。

当日は、前日の天気予報によると名古屋市は夜から午前中にかけて雪が降る予報でしたので、朝から携帯で電車の運行状況を何回も確認し会場へ向かいましたが、雪が積もることもなく時間どおりに会場へ着くことができました。



会場は土地家屋調査士の他、行政書士、司法書士、社会保険労務士、弁護士、不動産鑑定士、税理士、公認会計士、弁理士が各ブースに分かれて相談を受けるようにセッティングされ、土地家屋調査士は2ブースと予備ブースの計3ブース使用して相談を受けました。

私は午後から担当し、相談者から“筆界の立会いが行われ、承諾したのかを確認するにはどうしたらいいのか？”という相談を受け、相談者の方は様々な悩みを抱えているのだと改めて感じながら対応させていただきました。

相談会は午後3時30分で終了し集計したところ、当日の雪予報と寒さで件数は少ないと思っていましたが、土地家屋調査士の相談件数は昨年と同数の8件でした。

今回、一般の皆さんの相談をお伺いして、改めて筆界等で悩まれている方々の解決に土地家屋調査士は必要不可欠な士業であることを感じましたし、悩んでいる方々の悩みを解決できる土地家屋調査士として日々業務に励みたいと思いました。

(広報委員 酒井和宏)





土地家屋調査士法人

児玉測量設計

突撃

となりの

調査士
事務所



Vol. 19

01

児玉真二会員を直撃！

今回は岡崎市にある土地家屋調査士法人
児玉測量設計にお邪魔してきました。

外壁にある青と黄色のロゴは、児玉の「K」と「杭」をモチーフに考えられたそうで、とても印象的です。

今回は、法人の設立経緯や社員の方々と接することで意識していること、休日の過ごし方などについてお話を伺いました。



児玉会員

事務所内での取材風景

02

個人事務所から法人化へ

最初は個人事務所として開業し業務を行っていたそうですが、徐々に業務が増え、人も増えきた頃、取引先から法人化の要望があったことが、法人化を検討する大きなきっかけとなったそうです。

2025年12月時点では、土地家屋調査士3名他多数が在籍している事務所へと成長しています。

03

意識していること

児玉会員が社員と接する際に意識していることは、「作業をさせる」のではなく、「考えて説明できる技術者を育てる」こと。

測量の技術だけではなく、筆界について「どう判断したのか」を自分の言葉で説明できるようにと考えていて、失敗や迷いも成長の一部と捉え、頭ごなしに否定せず、判断プロセスを共有することを大切にしているそうです。



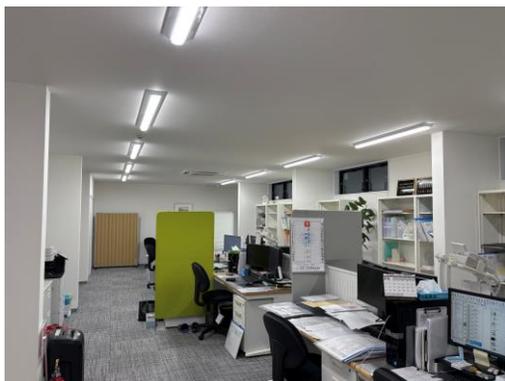
04

失敗から学んだこと

業務量が増加した際、業務管理体制が十分に整っていなかったため、依頼主に迷惑をかけたことが。

業務の進捗や担当状況を可視化するため、先月号で戸田事務所でも紹介されていたkintoneを活用した業務管理体制へ移行し共有しています。

▶業務が捗りそうな事務所内でした。



07

最新の測量機器の導入

現在は、ライカのワンマンを5台とGNSSの機材を所有していますが、GNSS機材は、まだ使用できていないことのこと。

今後、仕事の能率を考えるとドローンも取り入れるかも…



▲使用されるのを心待ちしているGNSS機材

05

補助者の育成

土地家屋調査士試験を受験する社員には教材を支給し知識面のバックアップを行っているとのこと。

実務面では、条件の異なる土地の現場へ一緒に出て作業を行い、内業も一緒に行いながら判断の根拠を説明しているそうです。

06

仕事を通して感じる喜び

「難しい案件を最終的にきれいに筆界が整理できたとき。」

土地ごとに条件が違い、正解が一つではない中で「なぜこの判断になるのか」を積み上げていく過程そのものが、この仕事の面白さだと感じているそうです。

もう一つは、若い社員や補助者が現場や図面を通じて成長していく姿を見ることだそうです。

08

休日の過ごし方

休日は、仕事としっかり切り替えることを大切にしているそうです。

ゴルフやキックボクシングで体を動かし、登山で自然の中に身を置いて頭をリセットしたりすることが多いそうです。

時間が取れるときは旅行にも出かけたりすることもあるそうです。



◀登山でリフレッシュしている児玉会員

▶キックボクシングで汗を流す児玉会員



☕ 広報委員の感想

児玉会員には多忙のところ取材を受けていただき、ありがとうございました。取材を通していろいろ話を聞かせていただいた中で「事務所の将来について」聞いたところ「測量が好きな仲間と死ぬまで楽しく測量したい！」と仰っていた言葉がとても印象的で社員及び補助者の方々に大切にしているのが伝わってきました。自分もステップアップできるよう日々業務に励みたいと思います。（酒井和宏）

事務局からのご案内

2月の入会者

いとう じゅんや
伊藤 詢也 (名古屋東支部)
愛知第 3193 号
〒480-1132
長久手市上川原 4-6 ハイツかなれ 307 号
TEL 0561-20-9356
FAX 0561-20-9356

ふかお だいき
深尾 大希 (名古屋北支部)
愛知第 3194 号
〒462-0856
名古屋市北区芦辺町三丁目 5 番地 6
TEL 052-914-9419
FAX 052-914-6561

土地家屋調査士法人の事項変更

土地家屋調査士法人スペース GROUP
(名古屋東支部) 18-0026
使用人調査士の退職：愛知第 3126 号 佐藤 雄太

土地家屋調査士法人アイチ測量登記
(熱田支部) 18-0035
使用人調査士の雇用：愛知第 3191 号 玉城 絢治

退会者

松井 秀雄 (東三支部)
愛知第 1534 号 / 昭和 49 年 12 月入会

事務所変更

佐藤 雄太 (名古屋東→名古屋西支部)
愛知第 3126 号
〒496-0907
愛西市稲葉町本郷 158
TEL 080-3655-5506・FAX 0567-25-0953

丹羽 健二 (名古屋北支部)
愛知第 1615 号
〒462-0810
名古屋市北区山田二丁目 20 番 59 号 (地番変更)
TEL・FAX は変更なし

岡田 宜男 (岡崎支部)
愛知第 3190 号
〒445-0073
西尾市寄住町上田 34 番地 1
TEL 0563-65-6563・FAX 0563-65-6564



3月の会務予定

- 3日 総務財務、社会事業部会
- 4日 業務、研修、広報部会
- 6日 研究所会議、新入会員業務研修委員会
- 10日 予算会議、事前監査会
- 11日 支部長会議
- 17日 あいち境界問題相談センター運営委員会
- 18日 理事会
- 19日 筆界調査委員養成講座⑨、自由業当番会・定例会
- 22日 中部ブロック土地家屋調査士が'タ'ンス
- 28日 中部ブロック測量講習会
- 31日 用品等棚卸



棚卸の実施に伴う用品等販売休止のお知らせ

棚卸実施のため、**3月31日(火)は、用品等の販売を 終日休止** します。

発送対応は以下のとおりです。ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。



ご注文受付日時	発送予定日
3月30日(月) 13時まで	3月30日(月)
3月30日(月) 13時以降	4月1日(水)

※ 窓口での販売は3月30日(月) 17時まで対応しています。

 **業務に関するお知らせ（1月16日から2月15日まで）**

ホームページ>会員の広場>通知・通達、お知らせへ掲載しました。

月 日	標 題
1月19日	令和8年度地籍整備推進調査費補助金（国土調査法第19条第5項に関連する民間事業者等直接交付分）の募集開始について
1月19日	申請用総合ソフトのバージョンアップ(8.10A→8.10B)について
1月19日	不動産登記規則第93条不動産調査報告書作成ソフトのアップデート（2.7版）について
1月22日	森林経営管理法に基づく筆界特定の申請に係る筆界特定申請情報及び筆界特定添付情報の特例に関する省令について
1月22日	被収容者等の押印の取扱いについて
1月22日	マンションの建替え等の円滑化に関する法律による不動産登記に関する政令の一部を改正する政令案に関する意見の提出について
1月23日	「第9回土地家屋調査士ガイダンス」開催のお知らせ
1月27日	津島市内における不動産登記法第14条地図作成業務対象地区及び地籍調査事業対象地区のご案内等について
1月29日	申請用総合ソフトのバージョンアップ(8.10B→9.0A)並びに登記・供託オンライン申請システムのホームページ等のリニューアルについて
1月30日	【小牧市】土地区画整理事業施行済及び施行中地区の図面・座標の閲覧方法の変更について
2月2日	第41回写真コンクールの開催及び作品募集について
2月2日	【名古屋市】境界確認申請の電子申請受付及び方面分室の統合について
2月4日	一部の登記事項証明書の請求が中止・却下となる事象について（お知らせ）
2月5日	令和7年度第2回名古屋法務局と当会との事務打合せ会開催結果の送付について
2月10日	名古屋法務局ホームページにおけるオンライン新設ページの公開について
2月10日	中部ブロック 測量講習会（初級編及び中級編）の開催について



表紙写真「紙屋鈴木家のお雛さん」 豊田支部 岡田厚子 撮影場所：豊田市足助町本町20番地

江戸時代の足助の大商家である紙屋鈴木家ゆかりのお雛さんです。簡素な感じですが、京都風のお雛さんで大正時代のものらしいです。

**編集
後記**

今年の冬は厳しい寒波に見舞われ、日本海側を中心に記録的な降雪となったようです。連日のように雪のニュースが報じられていましたが、気づけば春の訪れを感じさせる話題もちらほらと耳にするようになりました。先日、そんな春の気配に誘われて「梅まつり」に出かけてきました。「梅一輪 一輪ほどの 暖かさ」公園の一角で見つけた服部嵐雪の句の通り、微かな暖かさを肌で感じながら、梅の花と芳しい香りを楽しんできました。もちろん「花より団子」も欠かせない楽しみのひとつです。屋外での現場作業も多いこの仕事にとって、花粉症のつらさはあるものの、春は本当に心躍る良い季節だと実感しています。（広報委員 安田真由美）

- 発行日 令和8年3月1日
- 発行所 愛知県土地家屋調査士会
〒451-0043 名古屋市西区新道一丁目2番25号
TEL 052-586-1200
- 発行人 川合 秀幸
- ホームページの URL <https://www.chosashi-aichi.or.jp>